

令和7年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年8月25日（月） 午前8時57分から午前9時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	欠	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	欠	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	欠	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明徳	出	持増 正	欠	矢野 嘉彦	欠	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	欠	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係	係 長	山下 隆治
	主 查	末次 孝

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人
	主 幹	前迫 篤弘
	主 查	角野 勝行
	主 事	清水 雄世
	主 查	鳥巢 良和(串良総合支所産業建設課)
	主 查	田中 祥平(吾平総合支所産業建設課)

主 幹

久保園 勲(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 倉田 雪男 委員 ・ 村山 みつ子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年8月25日（金） 開会 午前8時57分 閉会 午前9時40分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和7年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、寺下委員、徳田委員、西ノ原委員、本田委員、有村委員の5名です。出席委員数は、16名で定員に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、福元里美委員、新地委員、有馬委員、鶴田委員、高田委員、上別府委員、永山委員、入佐委員、矢野委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号12番の倉田委員と11番の村山委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第31号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第31号につきましては、1頁から35頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年11月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が4万2千58m²で、畑が16万8千106m²で、計21万164m²となっています。農地の貸出し者は60人、農地の耕作者となる配分予定者は42人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から11頁の16番は、設定期間が5年です。1番は、使用貸借権で新規設定。2番は、賃貸借で新規設定。

次に3頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番は、賃借権で新規設定。6番は、使用貸借権で再設定。

次に5頁、7番は、賃借権で再設定。

次に6頁、8番は、使用貸借権で新規設定。

次に7頁、9番は、使用貸借権で新規設定。

次に8頁、10番は、賃借権で新規設定。11番は、賃借権で再設定。

次に9頁、12番は、賃借権で再設定。13番は、使用貸借権で新規設定。

次に10頁、14番、15番は、賃借権で新規設定。

次に11頁、16番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の17番は、設定期間が6年です。17番は、賃借権で新規設定。

次に12頁、次の18番から34項の60番は、設定期間が10年です。18番は、使用貸借権で新規設定。19番は、賃借権で新規設定。

次に13頁、20番、21番は、賃借権で再設定。

次に14頁、22番は、使用貸借権で再設定。23番は、賃借権で再設定。

次に15頁、24番は、使用貸借権で新規設定。25番は、賃借権で新規設定。

次に16頁、26番は、賃借権で再設定。27番は、使用貸借権で再設定。

次に17頁、28番は、賃借権で再設定。29番は、使用貸借権で新規設定。

次に18頁、30番、31番は、使用貸借権で新規設定。

次に19頁、32番は、賃借権で新規設定。33番は、使用貸借権で再設定。

次に21頁、34番、35番は、賃借権で再設定。

次に22頁、36番は、賃借権で再設定。

次に23頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に24頁、39番は、賃借権で再設定。40番は、農業委員会の取決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に25頁、41番は、使用貸借権で再設定。42番は、賃借権で再設定。

次に26頁、43番は、賃借権で再設定。44番は、賃借権で新規設定。

次に27頁、45番は、賃借権で新規設定。46番は、賃借権で再設定。

次に28頁、47番、48番は、賃借権で再設定。

次に29頁、49番は、賃借権で再設定。50番は、賃借権で新規設定。

次に30頁、51番は、使用貸借権で再設定。52番は、賃借権で新規設定

次に31頁、53番は、賃借権で新規設定。54番は、賃借権で再設定。

次に32頁、55番、56番は、賃借権で新規設定。

次に33頁、57番、58番は、賃借権で再設定。

次に 34 頁、59 番は、賃借権で再設定。60 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長　ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 34 頁までの 60 件の中間管理権設定ですが、11 頁の 5 年もの 16 番、34 頁の 10 年もの 60 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、との議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上野　それでは、事務局の説明をお願いします。

尾崎　11 頁の 16 番及び 34 頁の 60 番は、借人の福元会長に関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上野　福元会長に係る 5 年もの 1 件、10 年もの 1 件です。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議長　次に、24 頁の 10 年もの 40 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾崎　24 頁の 40 番は、借人の中牧委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長　中牧委員に係る 10 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 57 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 35 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

35 頁の 1 番から 3 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、川東町の畠が 2 筆で 4 千 032 m²です。2 番は、串良町有里の畠が 1 筆で 1 千 447 m²です。

3 番は、上野町の畠が 1 筆で 2 千 153 m²です。記載の 3 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、36 頁、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 32 号につきましては、36 頁から 42 頁です。

今回は、所有権移転が 23 件です。

初めに、36 頁です。

1 番は、畠が 1 筆で 4 千 125 m²の売買です。

2 番は、畠が 1 筆で 4 千 817 m²の売買です。

3 番は、畠が 1 筆で 1 千 283 m²の売買です。

4 番は、畠が 1 筆で 1 千 031 m²の売買です。

5 番は、田が 3 筆、畠が 5 筆で 3 千 408 m²の売買です。

次に、37 頁です。

6 番は、畠が 1 筆で 1 千 227 m²の売買です。

7 番は、畠が 1 筆で 1 千 964 m²の売買です。

8 番は、畠が 1 筆で 1 千 991 m²の売買です。

9 番は、田が 7 筆、畠が 1 筆で 7 千 265 m²の売買です。

次に、38 頁です。

10 番は、畠が 1 筆で 1 千 819 m²の売買です。

11 番は、田が 1 筆、畠が 1 筆で 3 千 739 m²の売買です。

12 番は、田が 1 筆、畠が 1 筆で 1 千 320 m²の売買です。

次に、39 頁です。

13 番は、畠が 2 筆で 1 千 866 m²の贈与です。

14番は、田が2筆、畑が3筆で3千950m²の売買です。

15番は、畑が2筆で569m²の売買です。

次に、40頁です。

次の16番から41頁の23番までは全て記載のとおりです。以上です。

議長　ただいま事務局から説明がありました、36頁から42頁までの23件の許可申請ですが、調査がなされていますので、40頁の16番、17番を事務局に、18番と19番を垣内委員に、20番を四元委員に、41頁の21番から23番を中牧委員に、報告をお願いします。

清水　事務局の清水です。

去る8月12日、本田委員、垣内委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

40頁の16番です。申請者は市内の方で、田1筆、畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻、茄子・落花生等を作付けすることでした。

次に17番です。申請者は市内の方で、畑1筆の贈与をうけるもので、農作業に必要な農機具については借りることを確認できました。取得する農地では、そば・白菜・トマト等を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

垣内　推進委員の垣内です。

去る8月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

40頁の18番です。申請者は市内の方で、田2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けすることでした。

次に19番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3

条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

四 元 議席番号14番の四元です。

去る8月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

40頁の20番です。申請者は市内の方で、畠1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、そばを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

中 牧 推進委員の中牧です。

去る8月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

41頁の21番です。申請者は市内の方で、畠5筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、飼料作物を作付けするとのことでした。

次に22番です。申請者は市内の方で、田3筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

次に23番です。申請者は市内の方で、田2筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました23件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43 頁、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 33 号につきましては、43 頁です。

今回は、2 件です。

1 番は、山林として管理するもので、農地区分は 2 の 4 です。なお、令和 6 年度第 10 回総会で審議済みです。

2 番は、山林として管理するもので、農地区分は 2 の 4 です。なお、令和 6 年度第 10 回総会で審議済みです。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 2 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、44 頁、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 34 号につきましては、44 頁から 45 頁です。

今回は、7 件です。

初めに、44 頁です。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、古里町 514 の 1 は令和 7 年度第 4 回総会で審議済みですが、古里町 516 の 1 を追加して再度審議いただくものです。

2 番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 12 回総会で審議済みです。

3 番は、養豚糞尿処理施設を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 7 年度第 3 回総会で審議済みです。

次の 4 番から 45 頁の 7 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、44 頁の 4 番と 45 頁の 5 番を村山委員に、6 番と 7 番を下久保委員に、報告をお願いします。

村 山 議席番号 11 番の村山です。去る 8 月 8 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

44 頁の 4 番ですが、申請地は鹿屋東中学校の北東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の

農地の広がりがあり、土地改良区も施工されていることから、第1種農地と判断されます。

申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に「駐車場及びコンテナ倉庫置場」を整備・建設する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に45ページの5番ですが、申請地は、鹿児島県鹿屋特別支援学校の西北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申請者は市外の居住者で、申請地に「駐車場」を整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから、始末書を付しての申請です。

以上、4番、5番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

下久保 推進委員の下久保です。去る8月8日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。45頁の6番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に「特定条件付売買予定地」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、7番ですが、申請地は鹿屋工業高校の東南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に「特定条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は、集落に接続していることから、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番、7番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました7件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46頁、議案第35号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 議案第35号につきましては、46頁から47頁です。

46 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 1 件です。対象面積は、一般住宅が 350 m²です。次の 47 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、46 頁の 1 番、を事務局に、報告をお願いします。

清水　　事務局の清水です。去る 8 月 12 日、本田委員、垣内委員と事務局で、地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。46 頁をご覧ください。1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 47 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に一般住宅を建設する申し出ですが、詳しい内容といたしましては、今後建売若しくは建築条件付売買予定地として転用することを確認しております。申請地は「鹿屋工業高等学校」の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないことから、「第 2 種農地」と判断されます。

申請地は第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議長　　ただいま、報告がありました 4 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、48 頁、議案第 36 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎　　議案第 36 号につきましては、48 頁から 49 頁です。

今回は 4 件です。48 頁の 1 番から 49 頁の 4 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、48 頁の 1 番を垣内委員に、2 番から 49 頁の 4 番までを四元委員に、報告をお願いします。

垣内　　推進委員の垣内です。去る 8 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、48 頁の 1 番です。申請地は、神野山の学校キャンプ場の南に位置し、昭和から山林化しているとのことでした。吾平町麓 5477 番 3 については、山林化はしていないものの高さ 1 m 程の法面の土地で、畑として利用されたことはなく、今後農地として利用することも困難なため、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。吾平町麓 5382 番、5477 番 6、5482 番 2 については、雑木が多数生えており、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

以上です。

四 元 議席番号 14 番の四元です。去る 8 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、48 頁の 2 番です。申請地は、鹿屋体育大学の東に位置し、白水町 357 番 1 は平成 8 年頃、白水町 358 番 1 は、明治頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は鹿屋体育大学の東に位置し、平成 8 年 12 月 21 日から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番です。申請地は串良平和アリーナの北西に位置し、昭和 40 年頃から宅地として利用しているとのことでした。申請地の串良町有里 5369 番については、現況から宅地として一体的に利用していないことや雑木等が生えておらず、農地への復元が可能であると考えられることから、非農地証明については非該当であると判断しました。

串良町有里 5370 番 1 及び 5370 番 2 については、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

議 長 ただいま説明・報告がありました 4 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、50 頁、議案第 37 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 37 号につきましては、50 頁から 51 頁です。今回新たに、譲渡希望が 50 頁の 1 番から 5 番の 5 件ですのでお目通し願います。なお、50 頁の 2 番は、賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 51 頁の 1 番から 4 番までの 4 件ですのでお目通し願います。なお、51 頁の 2 番及び 3 番は、無償も可しております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。50 頁、土地の所有者からの譲渡希望 1 番と 2 番を森園委員と新地委員に、3 番を中塩屋委員と垣内委員に、4 番を田原委員と門倉委員に、5 番を徳田委員と折尾委員にお願いします。

次に、51 頁、賃貸借希望の 1 番の永野田町を田原委員と門倉委員に、吾平町を堀之内委

員と矢野委員に、2番の獅子目町を森園委員と新地委員に、横山町を藏ヶ崎委員と中牧委員に3番を四元委員と細川委員に、4番を田中委員と中尾委員にお願いします。

次に、52頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料52頁をご覧ください。合意解約につきましては、52頁から57頁です。今回は11件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、52頁から、57頁まで11件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第5回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。
次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。
なければ、事務局からお願いします。

松 元 私の方からは、研修会等について再度ご説明したいと思います。

前回の総会でお話しました鹿屋市農業委員会独自の中間管理事業に関する研修のこと再度説明します。日時は来月の総会9月20日月曜日の総会終了後、この会場で1時間程度ございます。机の配置はこのままの状況で皆さんに残っていただき、事務局の方で、資料等配付しましてそれにて説明したいと思いますので、よろしくお願いします。出欠についてはまた後日、確認しますのでお願いします。

もう1点ございます。県農業会議主催の毎年行われる地域別農業委員会農地利用最適化推進委員会会議ということで、資料内の2枚目で取り上げたものの確認ができますでしょうか。

これについては、2枚目の方に書いてます通り、地域別で開かれるということで、鹿屋市は、大隅肝属地区の方に記載があります。この会議の内容につきましては、資料にあります通り、(1)から(4)でありますが、農業委員会組織を巡る情勢との農業委員会の役割等について、また農地の適正有効利用について、バンク法に基づく手続きについて、またその他ということで、農業新聞や図書、年金関係となっております。日程については2枚目の資料にあります通り、大隅肝属地区は11月の10日月曜日、会場は、ホテルさつき苑となっております。会議当日までまだ時間がありますので、出欠については10月以降にまた皆さんに確認いたしますので、ぜひ皆さんの出席をよろしくお願いします。私の方からは以上です。

局 長 それでは、9月の調査委員を申し上げます。9月10日、水曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、持増委員です。9月10日、水曜日、農振調査が森園委員、有馬委員です。9月11日、木曜日、4条・5条の調査が、田村委員、上別府委員です。9月11日、木曜

日、3条調査が、大園委員、高田委員です。9月の総会は、9月22日、月曜日の9時から市役所7階大会議室となります。私からの報告は以上です。

議長　推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和7年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)